

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

令和2年度各専門領域の認定薬剤師の認定申請・更新申請に係る取扱いについて

(Q&A)その2

〔1〕「講習会の受講」に係る取扱いについて

＜ 質問 1 ＞

令和2年度に認定薬剤師の認定申請（新規申請）の予定です。新型コロナウイルス感染症の影響で、参加する予定の学会の講習会がWEB開催となりました。受講単位について、何か措置があれば教えてください。

【 回答 】

令和2年度の認定申請における講習会の受講単位に関して、認定申請資格に定める学会等が主催する講習会がWEB開催（同時配信型・期間限定配信型）となった場合、受講した講習会の受講証明及びプログラムの提出に基づき、以下の場合に限り、申請に使用することができます。

ただし、学術集会内で行われた専門薬剤師制度の単位となるシンポジウムの場合は、シンポジウムごとに受講証明が発行される場合に限り、申請に使用することができます。

また、WEB開催での参加者に対し、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールが配布される講習会では、受講証明に研修単位シールを貼付して下さい。

対象資格	措置の内容
がん薬物療法認定薬剤師 認定申請資格	がん領域の講習会単位のうち、8時間(4単位)を上限とする。
感染制御認定薬剤師 認定申請資格	感染制御領域の講習会単位のうち、4時間(2単位)を上限とする。
精神科薬物療法認定薬剤師 認定申請資格	精神科領域の講習会単位のうち、8時間(4単位)を上限とする。
妊婦・授乳婦薬物療法 認定薬剤師認定申請資格	妊婦・授乳婦領域の講習会単位のうち、4時間(2単位)を上限とする。
HIV感染症薬物療法 認定薬剤師認定申請資格	HIV感染症領域の講習会単位のうち、2時間(1単位)を上限とする。

< 質問2 >

令和2年度に認定薬剤師の更新申請の予定です。新型コロナウイルス感染症の影響で、参加する予定の学会の講習会がWEB開催となりました。受講単位について、何か措置があれば教えてください。

【 回答 】

令和2年度の更新申請における講習会の受講単位に関して、更新条件に定める学会・研究会等が主催する講習会がWEB開催（同時配信型・期間限定配信型）となった場合、受講した講習会の受講証明及びプログラムの提出に基づき、以下の場合に限り、申請に使用することができます。

また、WEB開催での参加者に対し、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールが配布される講習会では、受講証明に研修単位シールを貼付して下さい。

対象資格	措置の内容
がん薬物療法認定薬剤師認定の更新条件	がん治療に関する講習単位のうち、10単位を上限とする。
感染制御認定薬剤師認定の更新条件	感染制御に関する講習単位のうち、10単位を上限とする。
精神科薬物療法認定薬剤師認定の更新条件	精神科に関する講習単位のうち、10単位を上限とする。
妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定の更新条件	妊婦・授乳婦に関する講習単位のうち、8単位を上限とする。
HIV感染症薬物療法認定薬剤師認定の更新条件	HIV感染症領域の講習会単位のうち、8単位を上限とする。

< 質問3 >

令和2年度に認定薬剤師の更新申請の予定です。新型コロナウイルス感染症の影響で、参加する予定の学会の学術集会在WEB開催となりました。受講単位について、何か措置があれば、教えてください。

【 回答 】

令和2年度の更新申請における講習会の受講単位に関して、更新条件に定める学会・研究会・職能団体が主催する学術集会在WEB開催（同時配信型・期間限定配信型）となった場合、学術集会的参加証明となるもの（ネームカード）の提出に基づき、以下の場合に限り、申請に使用することができます。

また、WEB開催での参加者に対し、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールが配布される学術集会在では、ネームカードに研修単位シールを貼付して下さい。

対象資格	措置の内容
がん薬物療法認定薬剤師 認定の更新条件	がん治療に関する講習単位のうち、10単位を上限とする。ただし、各学術集会の単位数の上限は、昨年度の当該学術集会の開催日数×（3単位／1日）とします。
感染制御認定薬剤師 認定の更新条件	感染制御に関する講習単位のうち、10単位を上限とする。ただし、各学術集会の単位数の上限は、昨年度の当該学術集会の開催日数×（3単位／1日）とします。
精神科薬物療法認定薬剤師 認定の更新条件	精神科に関する講習単位のうち、10単位を上限とする。ただし、各学術集会の単位数の上限は、昨年度の当該学術集会の開催日数×（3単位／1日）とします。
妊婦・授乳婦薬物療法 認定薬剤師認定の更新条件	妊婦・授乳婦に関する講習単位のうち、8単位を上限とする。ただし、各学術集会の単位数の上限は、昨年度の当該学術集会の開催日数×（3単位／1日）とします。
HIV感染症薬物療法認定 薬剤師認定の更新条件	HIV感染症領域の講習会単位のうち、8単位を上限とする。ただし、各学術集会の単位数の上限は、昨年度の当該学術集会の開催日数×（3単位／1日）とします。

例) 令和2年度のがん薬物療法認定薬剤師の更新申請予定者が、以下の通り、WEB開催の学術集会 A と学術集会 B に参加した場合に、学術集会のネームカード等の提出に基づき、10単位を申請に使用することができます。

	学術集会 A	学術集会 B	合計
令和2年度の 学術集会 (WEB 開催) の 受講日数	4日間	1日間	5日間
【参考】令和元年度の 当該学術集会の開催日数	3日間	2日間	
単位数 (3単位／1日)	3日間×3単位 =9単位	1日間×3単位 =3単位	12単位
更新申請に使用できる単位数(上限)			10単位

〔2〕「学会発表」に係る取扱いについて

< 質問 4 >

令和2年度認定薬剤師の更新申請予定です。新型コロナウイルス感染症の影響で、発表予定の学会が誌面開催となりました。専門領域の学会発表の対象となりますか。

【 回答 】

令和2年度の更新申請において、更新条件に定める学会・研究会・職能団体が主催する学術集会在誌面開催となった場合、以下の取り扱いとします。

項 目	対象・対象外
各専門領域の更新条件に定める講習会への参加(1単位/2時間)	× 単位の対象外
各専門領域の更新条件に定める学術集会への参加(3単位/日)	× 単位の対象外
各専門領域の更新条件に定める 国際学会あるいは全国レベルの学会における専門領域に関する学会、研究会等での発表(筆頭演者)(3単位/1報)	○ 単位の対象
各専門領域の更新条件に定める 国際学会あるいは全国レベルの学会における専門領域に関する学会、研究会等での発表(共同演者)(1単位/1報)	○ 単位の対象
各専門領域の更新条件(7)に定める 国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会における専門領域に関する学会発表	○ 対象